



トップ > 政策について > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 大学分科会 > 大学教育部会 > 大学教育部会(第5回) 配付資料 > 資料3-1 学士課程教育に関する新たな検討について(案)

## 資料3-1 学士課程教育に関する新たな検討について (案)

### 1. 「学士課程答申」以後の各大学の取組を踏まえた論点整理

#### 【中心テーマ(イメージ)】

(1)「学士力」 → 各大学の重点を置く機能や使命に照らしながら、修得すべき知識・能力を明確化すること、また、その取組状況の把握と、その充実。

(2) 教育内容・方法 → 学生の学習量と、その密度。

(3) 学内の実施体制 → 学長によるリーダーシップによる運営と、FD・SDを通じた教職員の職能開発と認識の共有を通じた運営。

#### 【なお、検討に当たっての留意事項】

1. 初中教育との情報共有の必要性、また、産業界を含む社会との関わり。
2. 機能別分化の進展への対応(各大学で重点を置く機能や分野等は多様)
3. 各大学の取組とともに、大学団体などによる取組の重視

↓

これらに関し、前回の議論を踏まえて、更に審議を進める

### 2. 「学士課程答申」以後のグローバル化への急速な進展を踏まえた論点整理

○「学士課程答申」も、大学制度の国際的な共通性を前提としていたが、大学分科会では、この答申後、大学教育のグローバル化を意識した提言を一層重視。

#### 1. 質保証の枠組み

(例: 国内の質保証システムの議論に加え、アジアにおける連携の枠組み)

## 2. 情報発信

(例:すべての大学を対象とする情報公表に加え、グローバルな情報発信)

## 3. 教育連携

(例:国内の大学連携に加え、ダブル・ディグリー等の海外との連携ガイドライン)

- こうした蓄積に基づく論点整理をさらに進めつつ、グローバル化の進展や、震災後の我が国の人材育成の在り方を踏まえた審議が必要。

---

### (参考1)前回の大学教育部会での論点

#### 【検討課題】

##### ○学習時間の確保

- ・我が国では、卒業研究やゼミが重視されてきたことと、学習時間の関係(それらを含めても学習時間は少ないのが実態)。
- ・日本の学生は勉強しないのではなく、大学がやらせていないこと。教員の意識改革と、勉強時間の確保は、大学のレベルにかかわりなくやれることであること。
- ・海外の大学を選択する高校生が出ており、こうした生徒の意識からは、学習時間が教育プログラムの魅力と関係すること。

##### ○教育課程の体系化

- ・一般的に、我が国では、履修科目数が多いと指摘されており、これらを分野別に細かく見る必要があること。
- ・医歯薬系は科目が細分化されているが、質保証が取り組まれており、分野によって違いがあること。
- ・認証評価において教育課程の体系化を検証すること。

##### ○学習成果について

- ・ループリックの活用について。
- ・学科長アンケートでは、汎用的能力の客観テストに关心があること。

##### ○教学に関するガバナンスの確立

- ・全学的に教学改善に取り組む観点から、特に同じ分野の教員がチームとして何を教えるか共通認識を持つこと。
- ・800の大学のすべてで同じガバナンスは難しく、学長リーダーシップだけで大学がよくなるわけではないこと。
- ・H7の大学審議会「大学運営の円滑化」答申を今日的状況から捉え直すこと。
- ・「学生受入れ→教育課程→学位授与」を一貫して捉え、教学経営におけるPDC Aを明確化すること。
- ・IRの体制や、職員の位置づけについて。

#### **【検討の方法】**

- ・実質化ができている大学の取組を手がかりとし、形式的になっている部分を見直すこと。
- ・ポイントを精査し、各大学がどのように取り組めばよいか分かるよう具体的な提案を速やかに進めること。

#### **(参考2)平成20年「学士課程教育の構築に向けて(答申)」の冒頭部分の抜粋**

##### はじめに

審議における問題意識は以下のとおり、学士課程教育の構築が、我が国の将来にとって喫緊の課題であるという認識に立っている。

第一に、グローバルな知識基盤社会、学習社会において、我が国の学士課程教育は、未来の社会を支え、より良いものとする「21世紀型市民」を幅広く育成するという公共的な使命を果たし、社会からの信頼に応えていく必要がある。

##### **参考: 平成17年「我が国高等教育の将来像(答申)」**

○ 活力ある社会が持続的に発展していくためには、専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21世紀型市民」を多数育成していかねばならない。

第二に、高等教育のグローバル化が進む中、学習成果を重視する国際的な流れを踏まえつつ、我が国の学士の水準の維持・向上のため、教育の中身の充実を図っていく必要がある。

第三に、少子化、人口減少の趨勢の中、学士課程の入口では、いわゆる大学全入時代を迎え、教育の質を保証するシステムの再構築が迫られる一方、出口では、経済社会から、職業人としての基礎能力の育成、さらには創造的な人材の育

成が強く要請されている。

第四に、教育の質の維持・向上を図る観点から、大学間の協同が必要となっている。

## 第1章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の基本方向

### 1~2 (略)

#### 3 これまでの改革の進展と懸念

(1)これまで、国においては、様々な規制を緩和し、大学間の競争的な環境づくりを進め、各大学の個性化・特色化を促す方針を取ってきた。

具体的には、大学運営システムの改革(国立大学の法人化、公立大学法人制度の導入、学校法人制度の改善等)、大学の質保証のための制度改革(設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入等)、国公私立大学を通じた優れた教育研究活動(GP: Good Practice)への重点的支援(以下、「GP事業」という。)等の取組を推進してきた。本審議会も、将来像答申において、大学の個性・特色の一層の明確化を求めるとともに、7つの機能類型を例示し、各大学が自らの選択により緩やかに機能別に分化していくことが望ましいと述べた。

近年の文部科学省の調査によれば、各大学において教育内容・方法、成績評価、入試など各般にわたる改革の取組が見られたことから、大学の個性化・特色化が着実に進んできたと言えよう。

(2)他方、大学とは何かという問題意識が希薄化し、ともすれば目先の学生確保の必要性が優先される傾向がある中、我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まつてきている。

例えば、学部・学科等の組織名称や、学士に付記する専攻分野の名称の多様化が進んでいるのは、そうした懸念を強める一因である。また、改革を通じて、学生の学習活動や学習成果の面で顕著な成果を上げてきたかという観点では、いまだ改革が実質化していない面も少なくないと考えられる。

### 4 (略)

#### 5 危機感の共有と実効ある改革の必要性

(1)以上の通り、国際的な動向と我が国固有の事情を背景に、学生の学習成果の達成に向けた教育内容・方法の格段の充実、高等学校との接続のシステムの見直しなどに向けて、真剣に取り組むことが急務である。このことは、我が国の学士の国際的通用性を確保するためにも不可欠である。

(2) 特に、ユニバーサル段階、少子化等の環境変化の中、我が国の学士課程教育は、量の拡大を積極的に受け止めつつ、質の維持・向上を図るという、重大な課題に直面している。

我が国の大学の大きな問題の一つは、教育内容・方法、学修の評価を通じた質の管理が緩いということである。そうした弊を放置すれば、我が国の学士課程教育の質は、大きく低下し、国内外からの信用を失う危機に晒されよう。質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学があるならば、今後、その淘汰を避けることはできない。

(3) 現実の大学を見れば、多様な学生を迎えるながら、個性化・特色化の徹底に向けた改革に汗を流す機関が多数ある。一方、学生や社会のニーズを十分に顧みない旧態依然とした機関も存する。

しかし、後者に目を奪われ、大学教育の持つ社会的な意義や効用、その可能性を過度に低く評価し、将来的な大学教育の規模等の在り方を論ずるとすれば、失当である。未曾有の人口減少社会、少子高齢化社会という我が国の特質を踏まえるならば、大学教育をめぐって、量か、質かという二者択一を安易に行えば、人材育成等に関する国家戦略を誤ることともなりかねない。

(4) こうした危機感を各界で共有し、中長期的な視野に立って論議を深め、改革の基本方向に関する社会的な合意形成を図り、実効ある改革につなげていくことが必要である。

その際、国においては、必要な改革を果斷に進めながら、新しい教育基本法の謳うとおり、大学の自主性・自律性を十分に尊重する姿勢を堅持していく必要がある。多様な大学の存在こそが、大学という社会制度がその機能を最大限発揮し、社会の発展へ寄与していく基礎的な条件であることを、改めて強調しておきたい。

## 6 学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れに関する方針の重要性

(1) 改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことである。

これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。

(2) あわせて、各大学において、学士課程教育が組織的・総合的に運用されるには、学内の全教職員が共通理解を持って具体的な教育実践に取り組む必要があり、そのための教職員の職能開発が必要となる。

また、設置認可・届出制度や第三者評価制度、自己点検・評価、情報公開等の各大学の自主的な質保証の取組、さらに大学間の連携や大学団体等による取組の充実を通じて、学士課程教育の質を保証する仕組みを強化することが必要である。

(3) 国においては、このような各大学の取組に対して適切に支援していくことが必要である。あわせて、国際的な大学改革の潮流や社会の要請等を踏まえ、大学や大学関係者の主体性を尊重しつつ、学士の水準に関する枠組みづくりが進むよう、必要な役割を果たしていくことが望ましい。

こうした枠組みは、分野横断的な水準の確保につながり、各大学における学位授与の方針の策定・見直しの指針となることが期待される。また、分野別の学位水準の確保に向けた取組の基盤になるものとしても重要である。

## お問い合わせ先

高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

(高等教育政策室)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

お知らせ 政策について 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省について 教育 科学技術・学術  
スポーツ 文化

ご意見・お問い合わせ プライバシーポリシー リンク・著作権について アクセシビリティへの対応について

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111(IP電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

# 「学士課程答申」の主な提言とその進捗の概要（素案）

## ＜学士力＞

提言	調査的対応	そのほか、国との取組	大学における取組	さらなる検討事項例
教育研究目的・学位授与方針の作成など公表（中核審は「学士力」を提起）	H20年に設置基準を改正し、分野ごとの人材養成目的の公表を義務化 H23年には、上記のほか、卒業時に修得すべき知識・能力の公表を努力義務化	例えば、日本私立大学連盟や公立大学協会が、教育研究目的、学位授与方針のガイドライン提言 認証評価では、第2サイクルから、人材養成目的を公表（※1）、 認証評価では、第2サイクルから、自己点検・評価による改善、（内部質保証）を重視した評価	H21年で96%の大学が学部段階の人材養成目的を公表 また、86%の大学が学部段階の「修得すべき知識・能力に関する情報」の公表が努力義務とされ、それを受けた各大学の取組事例は多様であるが、現時点では、絶じて、抽象的な記述にとどまっている（「何を履修したか」「分かっていないか（「何を修得したか」「何ができるか」が分かりにくいとの指摘）	
学内において、教學に関するPDCAサイクルが機能するようにする	学習到達度を把握、測定し、卒業認定を行なう組織的な体制を整える	G P事業等を通じて支援	H20年に、卒業時の学力認定を全学共通方式で実施している大学（学長アンケート） ・知識・能力の明文化：16% ・学内の独自開発テスト：5% ・一般的な外部テスト：7% ・一定基準以上のGPA：10% ・卒論・卒業研究：36%	「学士力」に関連して、各大学で、学習成果を具体的に示す試みがどのようになされているか（それぞれの教育理念、学生の実態、分野の特性等を踏まえた検討の状況）
学位授与方針の策定等に当たり、客觀性を高める仕組み（大学間連携・外部意見を取り入れ）	分野別質保証の枠組みづくりを促進	AHEIOによる評議会	H20年に、27%の大学が、卒業生の就職先による評価を実施	諸外国で、学修成果への関心が高まっている中での推進方策
OECDのAHEIOへの関与・貢献	学習成果の測定・把握や、学習成果を重視した大学評価について調査研究	AHEIOで、工学分野のファシリティ・スタディに参加することを表明	日本学術会議が、複数の分野における「参考基準」を検討 高度専門職業人養成等で、学修内容の指針の作成も見られる	学修成果の設定と、その実現のための具体的な取組の課題（分野横断的な学士力と、学部・学科ごとに修得すべき知識・能力の明確化の関係）
学位に付記する専攻名称のあり方、について一定のルール化	産学官の相互理解を深め、連携を強化する機会を充実	H20年に、学習成果に関する国内外の状況を調査（先導的委託事業）	日本学術会議の分野別質保証の検討の一環として学位に付記する専攻名稱について検討	
大学ごとの基本的な情報を提供するデータベースの構築	協力者会議で「大学ポートレート」の整備を提言	「産学協働人財育成円卓会議」等の開催	一部の大学団体による取組が進展	産業界との対話の更なる推進
			個別大学又は大学連携により、大学データベースを構築する事例	「大学ポートレート」の可能な限り早期の具体化

<教育課程の編成と実施 (1/2)>

今後、審議を踏まえて更に改定

項目	制度的対応	そのほか、國の取組	大学における取組	さらなる検討事項
			大学団体	大学における取組
教育研究目的の達成に向け、順次性ある体系的・構造的教育課程を編成			H 2 1年に53%が教育課程編成・実施の方針を公表 H 2 0年に7%の大学が、恒常的にコース・ナンバリングを実施 (※8)	H 2 1年に53%が教育課程編成・実施の方針を公表 H 2 0年に7%の大学が、恒常的にコース・ナンバリングを実施 (※8)
学習時間の実態把握と、教育方法の点検・見直し			大学生の1日平均学習時間 ・授業・実験：2.9時間 ・授業に関する学習：1.0時間	大学生の1日平均学習時間 ・授業・実験：2.9時間 ・授業に関する学習：1.0時間
国際的にも分かりやすいシラバスの作成・公表	H 2 0年の設置基準改正で「授業科目、授業方法・内容、年間授業計画」の学生への明示を義務化する H 2 3年に、教育情報の公表に含める	G P事業等を通じて支援	H 2 1年で96%がシラバスを作成 ・教科書・参考文献の指示： 9.6% ・成績評価の方法・基準： 9.6% ・各回の授業内容：9.5% ・到達目標：7.1% ・オフィス・アワーの明示： 3.2% ・準備学習等に必要な時間： 7%	H 2 1年で96%がシラバスを作成 ・教科書・参考文献の指示： 9.6% ・成績評価の方法・基準： 9.6% ・各回の授業内容：9.5% ・到達目標：7.1% ・オフィス・アワーの明示： 3.2% ・準備学習等に必要な時間： 7%
標準学習の具体的指示				
成績評価の方法・基準の明示				
各セミスターで履修する科目数、種類が過多となるないようにする	設置基準で、履修科目の登録の上限を定めるよう努めることを規定			
教育方法の改善のため、情報収集・提供、連絡調整のための拠点の創設	H 2 1年に教育に関する共同利用拠点を制度化			
成績評価基準の作成と公表	H 2 0年の設置基準改正で学生への明示を義務化 H 2 3年の教育情報公表に含める	共同利用拠点の類型として、全国でFD・SDセンターが7拠点を認定	H 2 1年で7.1%がキャップ制を導入 (※1)	いわゆるナンバリングの整備（ナンバリングの検討を通じて、学位課程の共通性の形成と、各大学の個性・特色のあり方が示される）
G P Aの基準の学内の共有と厳格な適用				あわせて、就職活動の早期化の現状の改善
不可となつた科目も平均点に算入				
留学生や退学の際の基準にする教員の共通理解のためのFDを実施する			H 2 1年で4.9%がG P Aを導入 (※1) 学部ごとの統一の成績評価の実施 (※2) ・成績分布を申合せ：16% ・採点基準を申合せ：2.2% ・シラバスに成績評価基準を明示：9.1%	H 2 1年で4.9%がG P Aを導入 (※1) 学部ごとの統一の成績評価の実施 (※2) ・成績分布を申合せ：16% ・採点基準を申合せ：2.2% ・シラバスに成績評価基準を明示：9.1%

## ＜教育課程の編成と実施（2/2）＞

項目	調査対象	そのほか、国との取組	大学における取組		さらなる検討事項例
			大学団体	大学	
幅広い学修を保証する取組（多様な学問を俯瞰する取組、学部・学科間の移動の弹性化）			H21で2.6%が主導攻・副専攻制を導入（※1）		グローバル化の進展、震災後の復興を担う人材の育成の観点からどう考えるか
また、豊かな人間性や課題探求能力の育成に向けた教育課程					
学習ポートフォリオの導入	G P事業等を通じて大学の取組を支援		H21年で9%が学習ポートフォリオを導入（※1）		
学習の動機付けのため、双方指向型の学習・体験活動を含む多様な教育方法の取り入れ			H21年で4.4%がボランティア活動を取り入れた授業科目を開設（※1）		
TAの積極的活用					
ICTの積極的な取り入れ		H22年に、ICT活用に關し調査（先導的委託事業）	H22年で3.6%がインターネットを利用した遠隔教育を実施 H22年で2.5%が学習管理システム（LMS）を利用 H22年で8%が学生応答・理解度把握システム（クリッカー）を利用（※6）		学生の学習環境の整備と経済的効率の観点から充実の必要性
諸外国との短期派遣・受け入れ推進			H21年度から留学生交流支援（短期受け入れ・短期派遣）を実施 H23年度に、3ヶ月未満の短期受け入れ・短期派遣（ショートステイ・ショートビット）も支援		
キャリア教育を教育課程に位置づける	H23年の設置基準改正により、「社会的・職業的自立に関する指導」を位置づけ	H22年から「就業力育成支援事業」で大学の取組を支援 これらを含む「就業力育成5カ年プラン」を公表		設置基準を踏まえた対応が進展	学内の教職員の連携のための意識形成ができているか また「人材育成で企業の期待と大学の認識にギャップ」ととの指摘（※7）
大学間の連携の強化	平成22年の設置基準改正で、教育課程の共同実施が可能 H21年に、教育・学生支援の共同利用拠点を制度化（共同利用・共同研究拠点は、H20年に制度化）	H20年から「戦略的大学間連携」などの事業を通じて支援	例えば、日本私立大学連合会の教育課程の共同実施は、現在3課程（さらに来年度3課程が開設予定） 「私立大学における教育の質向上」が、大学間の教育連携を提起 国立大学協会の「国立大学の機能強化」が、大学間連携を重視 21カ所が認定 他に48の大学コンソーシアム等		
国際性を特色とする大学において、国際コミュニケーション能力の評価の厳格化		H23年度から「世界展開力強化事業」で、一定の外国語能力基準をクリアする学生数の目標設定や厳格な成績管理を行う大学を支援	H21年で2.0%が英語教育に関する達成目標を設定（※1）		

## 今後、審議を踏まえて更に改定

<初年次教育等>

今後、審議を踏まえて更に改定

提言	制度的対応	そのほか 國の取組		大学団体	大学における取組	さらなる検討事項
		そのほか	國の取組			
入学者受け入れ方針の明確化	H 2・3年に教育情報の公表項目として規定			H 2・1年に、81%が入学者受け入れ方針を公表（※1）	H 2・1年に、81%が入学者受け入れ方針を公表（※1）	学位課程のあり方に照らした入学者受け入れ方針の明確化
推薦入試・AO入試の適切な実施 (基礎学力の把握など)				H 2・3年度大学入学者選抜実施要綱に明記	H 2・3年度AO入試で、学力把握措置を講じたと回答した大学：AO入試を実施した大学の94%	
高校の学力を客観的に把握・活用する新たな仕組みについて検討する					H 2・3年度推薦入試で、学力把握措置を講じたと回答した大学：推薦入試を実施した大学の97%（※6）	
初年次教育の学士課程全体の中での位置づけ				H 2・2年に、北海道大学の委託事業による調査研究報告書を取りまとめる		
GP事業等を通じて支援				H 2・1年で84%が初年次教育を実施（※1） ・文章の書き方：73% ・プレゼンテーションなどの発表技術：67% ・将来の進路選択の動機付け：52% ・コンピュータの基礎技術：49% ・論理的思考、問題発見・解決能力の向上：43%	H 2・1年で84%が初年次教育を実施（※1） H 2・1年で37%が補習教育を実施（※1）	
大学の実情に応じた補習教育の充実						

## <教職員の職能開発>

提言		制度的対応	そのほか、國の取組	大学における取組	さらなる検討事項例
学士課程教育の三つの方針の共通理解を確立し、教員各自の教育実践を主体的に見直す場としてF.D修・研究の義務化を活性化。	H20年の設置基準改正で、教育内容等の改善のための組織的な研究拠点を通じて支援G.P事業等を通じて支援H21年に、教育に関する共同利用拠点を制度化	共同利用拠点の類型として、全国でF.D・SDセンターが7拠点を認定	H21年で99%がF.Dを実施 ・研修会の実施：74% ・教育改善に関する講演会の開催：66% ・教員相互による授業評価：20%(*1)	H21年で99%がF.Dを実施 ・学内の教職員間の共通理解を通じた教育の質の向上の更なる促進(F.D活動が形骸化しているとの指摘)	
教員の業績評価について、教育面の重視				H21年で48%が教員の教育面の業績評価を実施(*1)	教員の教育能力・業績を積極的に評価する方策（研究評価に比べて曖昧との指摘）
大学院における教員養成機能（F.D）の強化		「大学院教育振興施策要綱」に基づき推進G.P事業等を通じて支援		F.D・SDセンターでプログラム開発	
S.Dの充実	H21年に教育に関する共同利用拠点を制度化	G.P事業等を通じて支援	共同利用拠点の類型として、全国でF.D・SDセンターが7拠点を認定	H21年で94%がS.Dに関連する取組を実施 ・団体の研修会に派遣：77% ・必要な資質を明確：37% ・複数大学で共同研修：24% ・意思決定過程への参画の組織的な実施：20%(*1)	H21年で94%がS.Dに関連する取組を実施 ・必要な資質を明確：37% ・複数大学で共同研修：24% ・意思決定過程への参画の組織的な実施：20%(*1)

## <財政支援>

提言		制度的対応	そのほか、國の取組	大学における取組	課題
財政支援の強化（我が国は、対G.D.P比でOECD平均の半分の水準） ・そうした中で財政支援の充実 ・G.P事業のような重点的支持 ・学生の経済的支援の充実	大学予算の確実な措置	例えば、公立大学協会で、これまでのG.P事業の成果を調査	効率的・効果的な予算の執行と成績評価	大学分科会で、学位課程を構築する新たな展開への効果的支援を提言	
大学の説明責任の徹底	H23年に教育情報の公表を促す制度改正	協力者会議で「大学ポートレート（仮称）」の整備を提言	各団体で、情報公表の推進を重視した方向性を提示 認証評価で、情報公表の状況を評価項目に位置づけ	自己点検・評価の公表 認証評価をH22年までの第一サイクルで実施 教育情報の公表を推進	「大学ポートレート（仮称）」準備による情報発信の強化

\*1：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

\*2：先導的委託調査（関西国際大学・日本高等教育学会）「学生の大学卒業程度の学力を認定する仕組みに関する調査研究」

\*3：東京大学CRUMP「全国大学生調査」

\*4：文部科学省「大学院活動状況調査」

\*5：先導的委託調査（放送大学学園）「ICT活用教育の推進に関する調査研究」

\*6：文部科学省大学入試室調べ

\*7：日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」

\*8：先導的委託調査（大学基準協会）「内部質保証システムの構築」

## (案)

### 文部科学省平成23年度先導的大学改革推進委託事業シンポジウム

## 一 大学における教育研究活動の評価をどう考えるか 一

2004年4月から、すべての国公私立の大学を対象とする認証評価が開始され、また国立大学法人に対する法人評価も開始されました。

それから7年が経過した現在、認証評価と法人評価のいずれもワンサイクルを終了しましたが、その過程で様々な課題も浮かび上がっています。また一方ではこの間、国内外で大学教育の質保証をめぐる様々な議論や取組みが行われ、大学間の競争とともに相互の連携が重要な課題として認識されるようになるなど、評価に関わる新しい動きも生まれています。

このような状況の下、東京理科大学では、文部科学省の委託を受けて「大学における教育研究活動の評価に関する調査研究」を実施してきましたが、最終的な取りまとめを行うにあたり、今までの成果を報告し、広く意見をいただくためにシンポジウムを開催します。

◆ 日 時 2011年12月11日(日)

◆ 会 場 東京都新宿区神楽坂4-2-2 東京理科大学森戸記念館

◆ 主催等 主催: 東京理科大学

後援: 文部科学省、日本学術会議、(社) 国立大学協会、(社) 公立大学協会、  
(社) 私立大学団体連合会、(独) 大学評価・学位授与機構、(財) 大学基準協会、  
(財) 高等教育評価機構、朝日新聞社 ※いずれも予定

プログラム ※登壇者・タイトルともに変更となる場合があります。

開会挨拶 会場校である東京理科大の代表者(調整中) 13:30  
北原和夫(東京理科大学教授、調査研究代表者)

第1部 調査研究の成果報告 13:40

- 「評価をめぐる国内外の動向」 二宮祐(一橋大学)
- 「国立大学法人制度と評価」 田中弥生(大学評価・学位授与機構)
- 「今後の社会と大学」 白川優治(千葉大学)

第2部 問題提起とパネルディスカッション 14:25

- 「評価とラーニングアウトカムズに着目した教育の質保証」
- 「今後の国立大学法人評価の課題」

パネリスト: 早田幸正(大阪大学)、藤田英典(共栄大学)、田辺国昭(東京大学)  
吉田文(早稲田大学)、上山隆大(上智大学)

司会: 広田照幸(日本大学)

総括: 天野郁夫(東京大学名誉教授) 16:35

閉会挨拶 常盤豊(文部科学省大臣官房審議官) 16:55

◆ お申し込み方法・お問い合わせ

○お申し込み方法: 12月7日(水)までに以下のアドレスにメールでお申込み下さい。

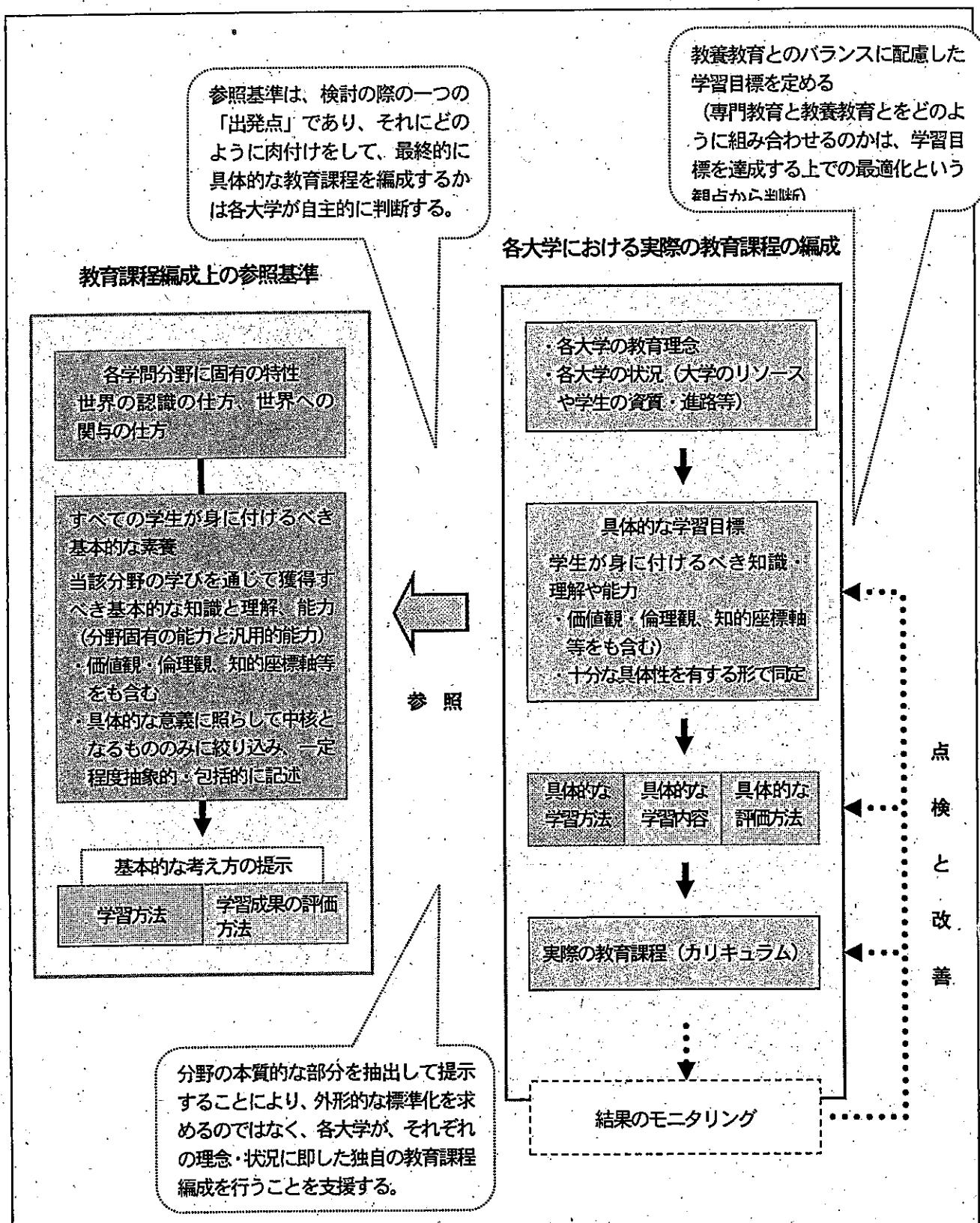
※ 申込み多数の場合途中で締め切らせていただくことがありますのでご注意下さい。

Hyoka-sympo@rs.tus.ac.jp

○お問い合わせ: 東京理科大〇〇課〇〇係 (03-0000-0000, soumrika@rs.tus.ac.jp)

○シンポジウムのURL: <http://www.rikadai.Hyoka-sympo2011>

## 「教育課程編成上の参考基準」と各大学における実際の教育課程の編成の関係



\* 重要なことは、学術会議が策定した参考基準をなぞることではなくて、各大学での教育課程編成において、上記のようなプロセスが実効的に機能していることである。